

10

◆輯十第書

特251

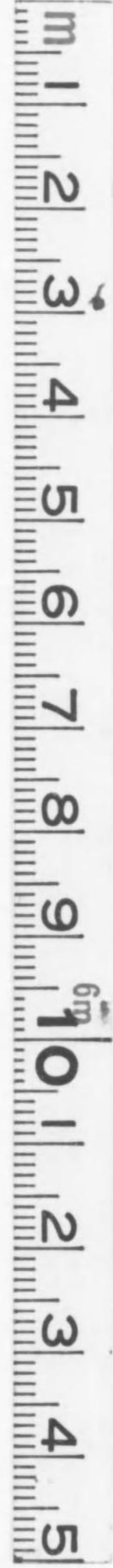
628

昭和十三年一月

# 漁業權の話

社団法人 全國漁業組合協會

東京市赤坂區溜池町一番地



# 始



特251  
628

# 『漁業権の話』目次

第一	漁業権と云ふ意味	一
	漁場	一
	漁業の限定	三
	漁場の直接支配	四
第二	漁業権の種類	六
	定置漁業権	六
	區劃漁業権	六
	特別漁業権	七
	専用漁業権	七
第三	漁業権の効力	八
	優先的効力	九
	物権的請求権	九
	漁業権と新規企業の勃興	一一



第四 漁業権の得喪變更……………一三  
 漁業権の發生(漁業免許)……………一三  
 漁業権の變更……………一六  
 法律行為に因る變動……………一六  
 漁業登録(漁業権得喪變更の對抗要件)……………一八  
 漁業権の存続期間並に其の更新……………二〇  
 漁業権の制限停止又は取消……………二一  
 第五 漁業権の消滅……………二四  
 第六 入 漁 權……………二四  
 第七 漁業権の所有關係……………二七  
 — 漁業権と漁業組合 —……………二七  
 多數所有者關係……………二九  
 漁業組合所有……………三一  
 第八 結 び……………三四

# 漁業権の話

## 第一 漁業権と云ふ意味

漁業権とは、一定の漁場を、ある極まつた漁業を爲す爲めに直接支配することの出来る権利であります。もつと詳しく説明しますと

漁場 ことに云ふ漁場とは、公共の用に供する水面又はこれと連接して一體を爲す公共の用に供せざる水面の一定區域

でありまして、もとより自然生成の漁場、即ち「自然に水産生物の棲んで居る場所若くは人の力で水産生物をさそひこみ、又は増殖させた場所であると同時に、それ等の水産生物を獲れば算盤に合ふやうな場所」の中にあるべきであります。

併し漁場を権利の客體とする以上は、其の漁場の廣袤又は位置を明確にしなければなりません。それは方位、見通し、面積等にて見分けのつく様にしてあります。先づ土地に付て見ますと、地面にある線を書き面積にて表はし、地番を附して一筆の土地を單位としますが、此の理は漁場に於ても同様であつて、

漁業免許に際りて附せられた免許番號を單位として確定して居ります。唯、我々の常識の上から見て土地と違つた感じになるのは、自然生成の漁場が常にこゝに云ふ漁場であると云はれないこととであります。それは先づ行政官廳の漁業免許處分により漁業權が発生し、次に其の権利の客體である所の漁場を豫定しなければならぬからであります。

**漁業の限定** 漁場が極まつたからと云つて、どう云ふ漁業でも出来るものではありません。漁業の種類及名稱、漁獲物の種類、漁業時期が判然りと定めてあります。専用漁業は概して數種の

漁業種類を包括して其の内容としますが、其の他の漁業にありては漁業名稱の異なる毎に一の漁業権であらねばなりません。従つて漁業権に屬する漁業とは、この限定せられた漁業を云ふのであります。世間の人がよく制限主義的な漁業権と云ふのはこのことを意味するのであります。

**漁場の直接支配** 自分も漁業が出来ることが何の縁りもない他人もこれと同じ様に出來ると云ふのでは、未だ權利と云ふことが出來ません。權利と云ふからには、若し何の縁りもない者が其の漁場に入り込んで漁業を爲すときは、法律上これを排除する

ことが出来る力がなくてはなりません。漁業法は「漁業権ハ物權ト看做シ土地ニ關スル規定ヲ準用ス、民法第二編第九章ノ規定ハ漁業権ニ之ヲ適用セス」と規定して居ります。

これによりますと、質權に付ては適用がありませんが、其の他の關係に於ては、漁業権は土地所有權に關する規定が準用せられます。従つて漁業権者即ち漁場の所有者が、其の漁場に對して有する法律關係は、恰かも土地所有者が其の土地に對して有する法律關係と同じ様に考へることが出來ます。かく見ますときは、漁業権はある漁業を營む爲めに漁場を直接支配するこ

との出来る権利であると解せられます。

### 第二 漁業権の種類

漁業権は左の四種類に區別することが出来ます。

**定置漁業権** 漁具を定置して爲す漁業を内容とします。其の

種類は更に、臺網類、落網類、柵網類、建網類、出網類、張網

類、舩築類の七種とします。

**區劃漁業権** 水面を區劃して爲す漁業を内容とし、其の養殖

漁場に對して、人工を施す程度又は方法の差異により、これを

更に第一種養殖業、第二種養殖業、第三種養殖業に分ちます。

**特別漁業権** 前二種の外農林大臣に於て、地方長官の免許を

受けしむるを必要と認むる漁業を内容とします。これ等は何れ

も、網場、追込場、曳揚場、曳寄場、飼付場、濱場、築磯と云

つた様な場所即ち漁場が確定して居なければならぬことは他

の漁業権と違ひません。これを種々の標準により第一種から第

九種に分ちてあります。

**専用漁業権** 前三種の漁業に屬しない漁業を内容とするので

ありますが、それは漁業業態のみから云ふのでありまして、こ

八  
の漁業權の行使方法は、概して團體的であると云ふ特質をもつて居ります。これを更に分ちて、地先水面専用漁業權と慣行に因る専用漁業權とします。

### 第三 漁業權の効力

漁業權は「物權ト看做シ土地ニ關スル規定ヲ準用」せらるべきでありますから、漁業權が法律上どう云ふ力があり又は保護を受くるかは、民法に定めてある土地に關する物權の定め方を推して考へるべきであります。例へば漁業權者は即ち漁場の持

主でありますから、土地の持主の場合に準じて、又は漁場を抵當に入れるとか、賃貸するときは、やはり土地を抵當に入れ若くは賃貸した場合に準じて規律せらるべきであります。

**優先的効力** 兩立することの出来ない物權が生じたときは、先の物權が優先します。其の先後は漁業登録の先後によるべきであります。

**物權的請求權** 漁業權の圓滿な状態が侵害せられたときは侵害者に對して其の侵害の排除を請求することが出来ます。其の侵害の態様により返還請求、妨害除去請求、妨害豫防請求の各

の権利があります。唯、漁業権の客體である漁場は公衆の使用に解放せられてある公共用水面の中にあること、漁業の種類が限定的であり而も其の漁業に付てこれを爲し得ると云ふことが権利の内容でありますから、水面其のものを所有して居ると云ふことゝは餘程意味柄が違つて居るのであります。自然其の結果は、ある具體的事實に付きそれが漁業権の圓滿な状態を侵害したものと見るべきかどうかを判断するのに、甚だ困難な場合が生ずるのであります。それは権利の性質上やむをないこととであります。

**漁業権と新規企業の勃興** 故意に漁業権を侵害したときは、漁業権侵害罪なる刑罰に處せらるゝことがあります。ことさらに漁業権を侵害する積りはなく、世間に許されて居る仕事をするのですが、其の仕事の結果は漁業上に甚だしき悪影響を及ぼし漁業権に損害を蒙らしむることがあります。新規な企業が勃興して河川又は沿海に種々の汚水を流入したり、又は水面埋立工事の爲めに水底の土砂を攪亂したりして、水を汚濁せしむる様な場合は其の適例であります。かゝる場合に漁業者は何の救済もなく泣き寝入りの外はないとしたならば、それは餘り



に衡正を失する結果となります。其の被害が人間の共同生活上に認容すべからざる程度に達するときは、民法上の不法行為即ち「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」との規定により救済せらるべきであります。

併しながら、陸地の水は自然に河海に流れ込まざるを得ないことゝ、かゝる事業は適法な世間に許された仕事であることゝ、よし被害があるとしても被害の程度並にどの事業の爲めに生じたかの因果関係の不明確なること等の諸事情は、不法行為の問題

題としても必ずしも満足なる救済を期待し得られないのが現在の實状であります。これ等は一般の法律理論に放任すべきではなく、之が救済の爲め適切な法律の制定を望むべきであります。

#### 第四 漁業権の得喪變更

**漁業権の發生** 漁業権は時の経過又は自然的事實によつて發生するものではありません。常に行政官廳の漁業免許なる行政處分によるのであります。専用漁業権に付ては農林大臣其の他の漁業権に付ては地方長官が免許處分を司さざる行政官廳であります。

ます。

漁業權を原始的に取得せんとするには、先づ法定の様式に叶つた漁業免許願を差出さなければなりません。出願し得る者の資格には、一般的な制限はありませんが、地先水面専用漁業の免許出願は漁業組合に限り許されて居ります。又市町村、町村組合、市町村内の獨立したる區には漁業免許を與へないことになつて居りますから、これ等の團體は出願する資格がありません。

行政官廳は願書を受付けたるときは、漁業免許の許否に付き

内容を審理することになります。行政官廳は何を基準として許否の處分を爲すかと申しますと、「水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他公益上必要アリト認ムルトキ」「漁業ノ價値ナシト認ムルトキ」「漁業權者及登録シタル權利者ノ同意アル場合ヲ除クノ外既ニ免許ヲ與ヘタル漁業ト相容レスト認ムルトキ」の三の要件を調査し、これに該當しないときは免許處分を爲し、然らざるときは拒否處分を爲すのであります。行政官廳の漁業免許處分は羈束せられたる處分と解すべきでありますから、行政官廳の自由氣儘な處分は許されないと同時に、出願者も出願漁業が常に免

許せらるべきものではないことは申すまでもありません。右の次第でありますから、若し行政官廳が右の三の要件の適用を誤つて居たときは、それは違法なる行政處分であると云ふことになりません。

**漁業權の變更** 一の漁業權を二以上の漁業權に分割するとか又は漁場、漁業時期等の變更を爲さんとするときは行政官廳の許可を受けなければなりません。

**法律行為に因る變動** 漁業權は財産權でありますから、法律にて特別の制限のある場合は格別であるが、一般的にはこれを

他人に譲渡し又は抵當權を設定する事が出来るのであります。かゝる漁業權の變動を目的とする行為は、當事者の意思表示のみにて足り、漁業登録は對抗要件であります。

漁業權は財産權と云ひ條後に述べます様に團體的權利であると云ふ特質をもつて居りますから、持主が團體であるときには特別の制限があります。

漁業組合が地先水面専用漁業權を處分せんとするときは、農林大臣の認可を受けなければ、これを爲すことが出来ません。地先水面専用漁業權は漁村維持の爲め漁業組合のみに附與せら

る、權利でありますから、これが處分を爲さんとするには國家の考慮を必要とするのであります。この理は漁業組合從來の慣行に因る専用漁業權に付ても同一であるべきでありますから、昭和九年に漁業組合令が改正せられて、これが處分に關する決議は農林大臣の認可を受くるにあらざれば其の効力を生じないことになりました。

漁業權の共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ其の持分を處分することが出来ません。

#### 漁業登録 (漁業權得喪變更の對抗要件)

我が民法には「不動産ニ關スル物權ノ得喪及變更ハ登記法定ムル所ニ從ヒ其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」と規定するのでありますが、漁業法にもこれに對應した規定のあるべきことを豫定せられます。「免許漁業原簿ノ登録ハ登記ニ代ハルモノトス」と規定するのは即ちこれでありませす。

土地を賣買し又は抵當權を設定したときは、これを世間に公示して取引の安全を期すると云ふ法の建前ではありますが、漁業權が財産權である以上これと同じ道理であります。

漁業登録は漁業権の得喪變更の要件ではなく、其の事實を以て第三者に對抗する要件であります。不動産登記法に似通つた漁業登録令と云ふ規則に依り規律せられます。其の特徴として職權登録と云ふことがあります。それは土地には未登記のものがあります。漁業権には必ず登録があり、漁業免許、變更許可、存續期間更新免許等の行政處分のあるときは、行政官廳が自から登録をする場合が甚だ多いのであります。

**漁業権の存續期間並に其の更新** 漁業権には必ず存續期間が定まつて居ります。それは二十年以内となつて居ります。期間

が満了せんとするときに、なほ其の權利を得んとするには、存續期間更新の免許を受けなければなりません。行政官廳は其の許否處分を爲すに付き漁業免許の場合に準じて調査するのですが、既免許漁業と相容れずや否やは調査すべき限りではありません。更新免許後の權利は新しき權利か或は舊い權利の繼續と見るべきか、問題の起きたときに結果に於て甚だしき差異が生じます。判例は新しき權利と見て居ります。

**漁業権の制限停止又は取消** 漁業権は行政官廳の行政處分により發生するのでありますが、既に發生した以上は、我が憲法

で申します「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ、公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」なる條章により保護せらるべきは當然であります。従つて行政官廳が漁業權の圓滿なる状態を制限し又は漁業權そのものをなくする處分を爲すには、必ず法律に準據して爲さるべきであります。今漁業法に定めてある所を摘記しますと

水産動植物の繁殖保護、船舶の航行、碇泊、繫留、水底電線の敷設、若くは國防其他軍事上の必要あるとき又は公益上害あるときは農林大臣は漁業權を制限、停止し又は免許の取消を

爲すことを得るのであります。

漁業權者が漁業法又は漁業法に基きて發する命令に違反したるときは漁業權を制限又は停止することが出來ます。

漁業免許を受けた日より一年間漁業に従事せず又は引續き二年間休業したときは、其の免許の取消されることがあります。

行政官廳が錯誤により免許した漁業權はこれを取消すことを得るのであります。

## 第五 漁業權の消滅

一四

漁業權は、存續期間が満了したとき、免許の取消のあつたとき、公用徴收のあつたとき、權利を任意に拋棄したとき、漁場が自然に滅失したとき、漁場のある水面が漁業法の適用せられない水域となつたときには、消滅するのであります。

## 第六 入 漁 權

入漁權は他人の専用漁場内に入會ひ、専用漁業に屬する漁業の一部又は全部に亘り漁業を爲す事の出来る權利でありますか

ら、漁業を爲すの權利としては漁業權と全く同じであります。併し現在の法の建前から云ひますと、漁業權は行政官廳の免許により發生するのでありますが、入漁權は舊法施行前の慣行又は設定行爲によりて發生します。従つて入漁權が存在するとかしないとか、或は其の範圍がどう云ふ漁業に及ぶかとか云ふことは、行政官廳の行政處分によつて確定せらるべきものではありません。唯實際問題としては行政官廳が専用漁業權者として入漁權者又は入漁權類似の關係にある者との仲に入つて相互の調停又は統整を爲し、入漁權の存否又は範圍を明確にすることを

得る機能を制度化する必要があると信じます。

入漁権は舊法施行前の慣行に因る入漁権と設定行為による入漁権に區別することが出来ます。入漁権の得喪變更に付ては漁業権の場合に準じて考へられます。其の特徴は専用漁業権に從屬する権利であること、入漁料の定めのあるときは特別の規定のあることであります。

入漁権は設定行為によつても發生するのでありますが、本來の姿に於ては極めて沿革的な團體的な権利でありまして、この點は専用漁業権と全く同じであります。入漁権の持主は誰かと

云ふことは、専用漁業権の持主は誰かと云ふこと、略ぼ同じでありますからこゝには説明しません。

## 第七 漁業権の所有關係

### —— 漁業権と漁業組合 ——

凡そ権利の主體となる資格のある者は、特別の制限のない以上漁業権の所有者となる資格がある譯であります。併しそれは法律の建前であつて、漁業権は賣買讓渡により轉々として持主が變ると云ふ様なことは、極めて寡少な事例であり、其の所有



關係は漁業免許當初の姿の儘で固定して居る場合が多いのであります。これは畢竟漁業權が沿革的な團體的な權利であることに起因するからであります。従つて漁業權はどう云ふ立場にある者が持主として多數を占むるか云ふことを知れば、漁業權の所有關係より見た特質が判然りと解つて來ます。

それではどう云ふ立場にある者が持主として多數を占めて居るか云へば、それは、一の漁業權を多勢が共同して所有して居る場合と、漁業組合が所有して居る場合が最も多數を占めて居ります。もとく漁業は協同的に經營せらるべき素質をもつ

て居りますから、それが權利の所有關係に反映して居るに外ありません。

**多數所有者關係** 我が民法で共有と稱するのは、一の物を數人が量的に分有することを云ふのであります。共有者間の物の利用關係に於て必ずしも強き結合を要求するものではありません。漁業權を數人が共有する場合は、法の建前より云へば既に述べた持分處分に關する特別の規定を除くの外やはり民法の共有の理によるべきであります。處が實際上は、共有者間の漁場の利用關係に於て強靱な結合が伴ふものであります。例へば漁

場の場割をやり、操業の順番を定める等あらゆる點に於て相互の連繫を保持して居りますが、共同漁業權にしてこの點を省みなかつたならば、恐らく其の權利の實體を把握することは出来ません。それは、同一稼場に於ける仲間中の公平なる分け前の分配を爲さんとする爲めに、團體的な結合が強められるに外なりません。

數人が漁業權を共有する場合に於てすら、かやうに常に團體的結合があります。團體としての結合性をもつと強大になり、外部に對しては團體自身の存在を認められ、内部にありては團

體員に對する統制力を増大した團體が漁業權を有するにいたつたならば、より以上に協同的相互扶助的な効果を齎らすべきであります。其の團體が即ち漁業組合であります。

漁業組合所有 漁業組合は、漁業權の持主としての大宗であります。漁業權と漁業組合とは分つことの出来ない關係にあります。

もとく、漁業權の發達過程から見ますと、濱、浦なる漁村落を單位とした入會漁業から出發したものであります。そして濱、浦なる漁村落は、庄屋又は名主、獵師惣代、小前獵師全體の團

體でありまして、外部に對しては村役人が其の全體を代表し、内部にありては小前獵師を統制して居たものであります。小前獵師は其の濱、浦に住むと云ふ資格に於て、ある取り極められた方法により漁業を爲したのであります。處が漁具漁法の改良發達は、漁業業態と漁場の所有關係が複雑になつて、資本的な漁業とか、漁場に人工的な施設をする漁業が順次に仲間持に移り變つて行く傾向がありました。

さて、舊漁業法に於ては、この關係をどう規律したであらうか、先づ濱、浦なる漁村落の漁業者に、其の漁村落を單位とし

て漁業組合を設立せしめました。そして従來の村持漁場は漁業組合に權利を附與することになりましたから、自然入會漁業を主なる内容とする専用漁業は組合が權利を取得することになつたのであります。其の他の漁業権にあつても漁村落の團體的なつながりのあるものは、つとめて組合に附與せられました。

そこで漁業権を取得した漁業組合は一體どう云ふ機能があるか、それは組合自身が漁業を営む目的ではなく、組合員全體に公平に利用せしむることが主要な目的であります。法律に於ても組合員の専用漁業権行使の權利のあることを強調し、組合規

約には必ず明細な規定を定めしめ、又其の他の漁業権に付ても組合員外の者に貸付するには特別の制限があります。これは傳統的な漁村落に於ける共助的精神が制度の上に具現して居るものと見るべきであります。

## 第八 結

### び

漁村のほこりとする隣保共助の精神を基底とした團體的な結合性は、單に組合の有する漁業権の利用關係のみに止まるべきではなく、組合の全目的全機能の爲めに昂揚せらるべきであります。

ます。それと同時に、所謂漁業組合運動は單に「安く買ひ高く賣る」と云ふ部面に止まるべきではなく、組合の有する漁業権の利用關係の合理性を検討することも、其の内容となるべきであります。ある有名な學者が「人の人たる所以は人と人との結合による」と申しましたが、我々漁業者の生活の更生を爲す爲めに許された最後の道は、誠に組合内部にありては組合員相互の一體的結合であり、組合相互にありては其の連繫的結合にあります。

◇編輯第十叢善改營經◇

漁業權の話

△禁無斷轉載△

昭和十三年一月十日印刷  
昭和十三年一月十八日發行

非賣品

編輯兼  
發行人

社團  
法人

全國漁業組合協會  
東京市赤坂區溜池町一番地

東水印刷所

廣安與三右衛門

東京市麴町區麴町  
三丁目十二番地

申込所

社團  
法人

東京市赤坂區溜池町一番地

全國漁業組合協會

振替口座番號 東京二五八四番

電話・赤坂(48) 五一〇四番

終

